

# 事務所標準料金表

( 2 0 0 5 年 1 2 月 現 在 )

税務申告・会計業務の料金は次の通りです。なお、消費税は外税表示のため別途加算となります。

## ( 1 ) 法人または個人事業主で、顧問契約の場合

法人または個人事業主で、月次顧問契約の場合の、税務顧問および会計顧問の料金は、次の表の通りです。

前提条件として、次の と の要件の、いずれか片方を満たすことが必要です。

現金出納帳、預金出納帳等を自社でおおむね正確に記帳しており、当事務所がその帳簿のコピーを受け取り、コンピュータ入力による試算表作成ができる状態の場合。(なお、売上・仕入・外注費等を、入金支払べ - スではなく、発生べ - スで毎月の試算表に記帳する場合には、売掛金集計表、買掛金集計表、未払金・外注未払金集計表の作成も自社でできる場合。)

帳簿のコピーの代わりに、当事務所の指定する会計ソフトを使用しておおむね正確に入力した会計データを、フロッピー・Eメール等で渡して頂ける場合。

なお、特に複雑な計算を要する法人、および不動産売買業(不動産仲介業と不動産賃貸業だけの会社は不動産売買業に該当しません)、医療法人、個人開業医、外国法人などは別途割増料金になります。(おおむね2～5割の割増)

本支店ごとに独立した収支計算を行う場合は、独立会計の各支店ごとを1社とみなして計算した料金がかかります。

また、現金出納帳、預金出納帳、売掛金集計表、買掛金集計表等を自社で作成できず、当事務所で領収書・通帳・請求書などの原始資料から記帳入力する場合には、かかる手数料に応じて割増料金がかかります。(おおむね10割～15割の割増)

税務調査があった場合の調査立会い料、更正の請求、資料提示もれなど会社の責任による修正申告、税務調査で大幅に有利に終結させた場合も、別途料金がかかります。

月次顧問契約の料金は、銀行の自動振替制度を利用させていただきます。

税務申告・会計帳簿作成以外の各種書類作成・緒手続は、別料金になりますのでご注意ください。例をあげると、社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新、社会保険の新規適用届と労働保険の保険関係成立届、社員の入退社・扶養親族移動等の諸手続、就業規則作成、建設業や不動産業等の各種許認可申請、各種許認可更新手続、建設業の営業年度届出、税務署に対する資料箋(お尋ね)作成、融資関係資料作成、その他の各種書類作成は別途有料になります。(ただし、医業と調剤薬局が県税事務所に提出する、社保診療報酬の収入金額についてのお尋ねの返答書作成は無料です。)

< 月次顧問契約がある場合の料金表 >

会社（事業者）の 年間税込売上高	月額顧問料 （消費税別途加算）	法人税（所得税） 決算・申告料 （消費税別途加算）	消費税申告料 （消費税別途加算）
1千5百万円未満	20,000 円	顧問料の4箇月分	顧問料の1箇月分
1千5百万円以上 3千万円未満	25,000 円	同 上	同 上
3千万円以上 1億円未満	30,000 円	同 上	同 上
1億円以上 2億円未満	40,000 円	同 上	同 上
2億円以上 4億円未満	50,000 円	同 上	同 上
4億円以上 6億円未満	60,000 円	同 上	同 上
6億円以上	相 談	同 上	同 上

会社（事業者）の 年間税込売上高	法人税および消費税 の中間仮決算申告料 （消費税別途加算）	年末調整・法定調書 （消費税別途加算）	償却資産申告 （消費税別途加算）
1千5百万円未満	顧問料の2箇月分 （前期実績による中 間予定申告は無料）	給与支払人数 10 人 まで無料 人数 10 人を超える 1人当たり 2,000 円	無 料
1千5百万円以上 3千万円未満	同 上	同 上	同 上
3千万円以上 1億円未満	同 上	同 上	同 上
1億円以上	同 上	同 上	同 上

（注） 月次顧問契約がある場合の税務調査の立会い料は、1日あたり 40,000 円（消費税別途加算）です。

## ( 2 ) 法人または個人事業主で、年 1 回決算申告のみ依頼の場合

月次顧問契約がない場合の、スポット依頼の料金は、次の通りです。

前提条件は上記( 1 )の いくつかの要件を満たすことで、その他の条件も( 1 )と同じです。

現金出納帳、預金出納帳、売掛金集計表、買掛金集計表等を自社で作成されず、当事務所で領収書・通帳・請求書などの原始資料から記帳入力する場合は、手数に応じて割増料金がかかることも上記( 1 )と同様です。

### < 月次顧問契約がない場合の料金表 >

会社(事業者)の 年間税込売上高	法人税(所得税) および消費税 決算・申告料 (消費税別途加算)	年末調整・法定調書 (消費税別途加算)	償却資産申告 (消費税別途加算)
1千5百万円未満	150,000円 (但し消費税の免税業者は140,000円)	給与支払人数5人以内 かつ支払調書10枚まで 20,000円 人数5人を超える1人 当たり2,000円加算 支払調書10枚を超える 5枚ごとに5,000 円加算	所有資産20件まで 20,000円 所有資産20件超の場合 は20件を超える 10件ごとに5,000円 加算 (但し該当資産なしの 申告は無料)
1千5百万円以上 3千万円未満	210,000円 (但し消費税の免税業者は200,000円)	同 上	同 上
3千万円以上 1億円未満	255,000円 (但し消費税の免税業者は240,000円)	同 上	同 上
1億円以上 2億円未満	340,000円 (但し消費税の免税業者は320,000円)	同 上	同 上
2億円以上 4億円未満	425,000円 (但し消費税の免税業者は400,000円)	同 上	同 上

4億円以上 6億円未満	510,000円 (但し消費税の免税業者は480,000円)	同上	同上
6億円以上	相談	同上	同上

(注) 法人税および消費税の中間仮決算申告料は、上記表の決算申告料の50%ですが、その金額が100,000円に満たない場合は100,000円になります。

前期実績による中間予定申告は10,000円です。但し、前期実績による予定申告の場合で、法人税がなく消費税のみの場合は無料です。

月次顧問契約がない場合の税務調査の立会い料は、1日あたり60,000円です。

上記いずれも消費税は別途加算になります。